

小美玉市生涯学習交流施設等整備工事基本・実施設計業務委託特記仕様書

1. 業務名称 小美玉市生涯学習交流施設等整備工事基本・実施設計業務委託

2. 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年2月27日

3. 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

ア (1)施設名称 小美玉市生涯学習交流施設

(2)敷地の場所 小美玉市小川 1661-1

(3)施設用途 多目的交流施設(多目的スペース、会議室、読書・学習スペース等)

※令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第十二号 第1類 とする。

(4)面積 400m² 程度を想定

イ (1)施設名称 小美玉市小川図書館・資料館(既存施設)

(2)敷地の場所 小美玉市小川 1664-2

(3)施設用途 図書館、資料館

※令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第十二号 第2類 とする。

(4)面積 1357.51m²

4. 計画概要

「旧小川小跡地周辺地域再整備基本計画(令和4年3月)」及び「小美玉市新まちづくり構想～新たな交流を目指して～(令和6年3月)」に基づき、生涯学習交流施設を小川公民館跡地に建設する(参考資料「生涯学習交流施設の機能検討に関する提言書～小川図書館・資料館と交流施設の一体的活用を図るために～(令和7年3月)」)。また生涯学習交流施設との一体的な活用を目的とした小川図書館・資料館の改修を行う。改修内容は生涯学習交流施設建設に合わせた風除室位置の変更、トイレ改修(床段差解消、乾式工法の床への改修、衛生設備・照明器具の更新、多目的トイレの改修)、受付ローカウンター設置。
※「旧小川小跡地周辺地域再整備基本計画(令和4年3月)」P17 第4章再整備事業(案)の全体配置案に一部変更があるため、「配置計画変更案」に基づく。

5. 一般事項

業務の執行は、本仕様書、公共建築工事設計業務委託共通仕様書、業務報酬基準(国土交通省告示第8号)、その他関係法令による。なお、法改正等における基準の変更については、基準日等を確認のうえ発注者と協議すること。

6. 業務の方針

(1) 構造その他安全性には、充分配慮すること。

(2) 意匠は、建物の使用目的に合致したものであること。

(3) 材料及び仕上等の選定に当たっては、堅牢を旨とし、将来の保守点検等の難易を考慮すること。特に材料及び設備機器については特定の業者のみが製作している製品(いわゆる特注品)をさけること。

(4) 工事費内訳説明書の単価については発注者と十分な打合せを行うこと。また、数量内訳明細書も合わせて作成すること。

7. 基本・実施設計業務の内容

(1) 基本設計業務の内容は、次のとおりとする。

(ア) 実施設計の基本となる一般設計図の作成

(イ) 建設予定地の形状、方角、特徴等を十分生かした土地利用計画図

(ウ) 次に掲げるものを内容とする基本設計説明書の作成。

- ・建築の計画(総合)概要(設計要旨、仕上材料、工法、構造様式、設計概要等)

- ・設備(電気、給排水衛生設備、空調換気設備等)の計画概要(設計要旨、仕上材料、工法、構造様式、設計概要等)

- ・外構の計画概要

- ・設計経過説明書

- ・工事費概算説明書

- ・工事予定工程表

(エ) コストの縮減についての検討

(オ) その他基本設計に必要な業務

(2) 実施設計業務の内容は、次のとおりとする。

(ア) 建築工事の設計図書となる成果図書の作成

- ・建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる総合設計

- ・建築物の構造に関する設計

- ・建築物の設備に関する設計

- ・外構に関する設計

- ・建築確認申請図書の作成及び申請業務

8. 追加業務の内容

(1) 積算業務

(ア) 積算業務にあたっては、発注者の承認を得た図面をもって行う。

(イ) 工事費積算に際する内訳書の項目、区分及び単位については、発注者と打ち合わせること。

(ウ) 数量の積算については、建築積算研究会制定「建築数量積算基準」による。

(エ) 関係法令に基づく各種申請手続き又は届出義務

(オ) リサイクル計画書の作成

(カ) 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

(キ) 建築物の利用に関する説明書の作成

(2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務(提出・説明・照合・受領)

計画通知又は建築確認申請(建築基準関係規定(みなし規定を含む。)等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。)に関する手続及びこれに付随する詳細協議を行う。

(3) 透視図の作成

9. 管理技術者の資格要件

建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する一級建築士の資格を有する管理技術者を配置すること。管理技術者は、応募者の組織に所属していること。

10. 貸与資料等

- ・既存建築物設計図書一式
- ・既存敷地調査資料(柱状図)

11. 業務計画書等の提出

- (1) 受注者は、業務を着手するときは、着手届けとともに、次の手続き書類を市に提出し、その承認を受けなければならない。
 - ア 業務計画書
 - イ 管理技術者及び照査技術者選(改)任通知書及び資格書写し
 - ウ 業務工程表
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - ・業務概要 ・実施方針 ・業務工程 ・業務組織計画及び経歴書(社内審査体制を含む)
 - ・打合せ計画 ・成果品の内容、部数 ・使用する主な図書及び基準
 - ・連絡体制(緊急時含む) ・使用する主な機器 ・その他必要な事項
- (3) 受注者は、業務実施工程表の作成にあたっては、計画通知申請の手続きが必要な場合には、この所要日数を確保したものとし、また、発注者が行う成果物等の審査確認のための日数を確保するものとする。
 - ・受注者は、提出した業務実施工程表に基づき業務を進めるとともに、工程に遅滞が生じた場合は、発注者と委託期間内に業務が完了するよう速やかに工程の見直し協議を行わなければならない。
 - ・受注者は、委託業務について再委託者がある場合には、契約書に基づき、業務の一部を委任する再委託者及び内容について発注者の承諾を得て業務計画書を作成しなければならない。この場合、業務実施工程表の作成については、再委託者と十分協議したもので、発注者と協議することとする。これらは変更する場合も同様とする。
 - ・受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、提案書により提案された履行体制により当該業務を履行しなければならない。
- (4) 契約額が500万円以上の場合には、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に業務カルテの登録を行うこと。
- (5) 業務を完了したときは、業務完了通知書を提出するものとする。

12. 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、発注者に提出する。

- (1) 業務着手時
- (2) 発注者又は管理技術者が必要と認めた時
- (3) その他関係機関との協議

13. 許認可手続き等

受注者は、市が行う計画通知、許可申請、その他認可を受けるために必要な資料の作成をしなければならない。なお、受注者は、設計内容については、計画通知その他の法的規定に適合する旨の通知を受けるまで責任を持つものとする。

14. 秘密の保持

受注者は、作成する設計図書及びそれに係わる資料並びに市から提供を受けた関連資料を当該設計に携わるもの以外に漏らしてはならない。特に積算に関する資料については

厳重な管理をしなければならない。

15. 設計図書の提出

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく次の設計図書を提出しなければならない。

なお、設計内容によっては作成されない図書があることから、受注者は発注者と協議のうえ、設計図書を提出すること。

(ア) 基本設計

「※」印のものとする。

成果物等	原図	写し	摘要
(a) 建築（総合）			
※建築（総合）基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面）	各 1 部	（ 1 ） 部	※A 3 縮小判 ※電子媒体の提出
※工事費概算書	各 1 部	（ 1 ） 部	上記と同じ
※仮設計画概要書	各 1 部	（ 1 ） 部	上記と同じ
(b) 建築（構造）			
※建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書	各 1 部	（ 1 ） 部	上記と同じ
※工事費概算書	各 1 部	（ 1 ） 部	上記と同じ
(c) 電気設備			
※電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書	各 1 部	（ 1 ） 部	上記と同じ
※工事費概算書	各 1 部	（ 1 ） 部	上記と同じ
(d) 機械設備			
※機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書	各 1 部	（ 1 ） 部	上記と同じ
※工事費概算書	各 1 部	（ 1 ） 部	上記と同じ
(e) その他			
※透視図	各 1 部	（ 1 ） 部	上記と同じ
・ 模型	各 部		
※リサイクル計画書	各 1 部	（ 1 ） 部	上記と同じ
(f) 資料			
※設計経過説明書	一式	（ 1 ） 部	※A 4 判又はA 3 判 ※電子媒体の提出
※各種技術資料	一式	（ 1 ） 部	上記と同じ
※各記録書	一式	（ 1 ） 部	上記と同じ

(イ)実施設計

「※」印のものとする。

成果物等	原図	写し	摘要
(a) 建築（総合）			
※建築（総合）設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具表 外構図 総合仮設計画図	各 1 部	(1) 部	※A 3 縮小判 ※電子媒体の提出
※特記仕様書	各 1 部	(1) 部	※A 4 判 ※電子媒体の提出
(b) 建築（構造）			
※建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図	各 1 部	(1) 部	※A 3 縮小判 ※電子媒体の提出
※構造計算書（非構造部材構造計算も含む）	各 1 部	(1) 部	※A 4 判 ※電子媒体の提出
(c) 電気設備			
※電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電気自動車充電設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図	各 1 部	(1) 部	※A 3 縮小判 ※電子媒体の提出

構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電経路図 構内通信経路図			
※特記仕様書	各 1 部	(1) 部	※A 4 判 ※電子媒体の提出
※電気設備設計計算書	各 1 部	(1) 部	上記と同じ
(d) 機械設備			
※機械設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 浄化槽設備図 排水再利用設備図 雨水利用設備図 ごみ処理設備図 機械式駐車設備図	各 1 部	(1) 部	※A 3 縮小判 ※電子媒体の提出
※特記仕様書	各 1 部	(1) 部	※A 4 判 ※電子媒体の提出
※機械設備設計計算書	各 1 部	(1) 部	上記と同じ
(e) 昇降機設備			
・昇降機設備設計図 エレベーター設備図 小荷物専用昇降機設備図 エスカレーター設備図	各 1 部	() 部	※A 3 縮小判 ※電子媒体の提出
・特記仕様書	各 1 部	() 部	※A 4 判 ※電子媒体の提出
・昇降機設備設計計算書	各 1 部	() 部	上記と同じ
(f) 建築積算			

※工事費内訳明細書 (建築、電気設備、機械設備)	各 1 部		※A 4 判 ※電子媒体の提出
※積算数量調書 (建築、電気設備、機械設備)	各 1 部		上記と同じ
※見積書等関係資料 (建築、電気設備、機械設備)	各 1 部		上記と同じ
※営繕工事積算チェックマニュアル(令和 4 年改定) (建築、電気設備、機械設備)	各 1 部		上記と同じ
※単価資料 (建築、電気設備、機械設備)	各 1 部		上記と同じ
(g) その他			
※透視図	各 1 部	(1) 部	
・ 模型			
・ 模型の写真	各 1 部		
※防災計画図	各 1 部	(1) 部	
※建築物エネルギー消費性能確保計画	各 1 部	(1) 部	
※建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画	各 1 部	(1) 部	
※省エネルギー関係計算書	各 1 部	(1) 部	※監督員との協議による
※リサイクル計画書	各 1 部	(1) 部	※A 4 判 ※リサイクル阻害要因説明書、コスト縮減効果調書(様式第 8 号)を含む ※電子媒体の提出
※概略工事工程表	各 1 部	(1) 部	※A 4 判又は A 3 判 ※電子媒体の提出
・ 石綿含有分析調査結果報告書	各 2 部	() 部	
・ 計画通知図書	一式	() 部	
(h) 資料			
※各種技術資料	一式	(1) 部	上記と同じ
※構造計算データ	一式	(1) 部	上記と同じ
※各記録書	一式	(1) 部	上記と同じ

(ウ)電子納品の対象成果物範囲及び納品方法は、協議により決定する。

(エ)著作権については、小美玉市に帰属するものとする。